

家事・人事・成年後見

第1 家事事件

1 家事調停手続

(1) 調停事件の種類

- ・ 乙類調停（乙類事件）

婚姻費用の分担、養育料の請求、親権者の指定・変更、遺産分割等

- ・ 一般調停

夫婦関係調整（円満、離婚）、親族間の紛争等

- ・ 特殊調停

婚姻無効・取消、協議離婚無効・取消、嫡出否認、親子関係存在・不存在確認等

(2) 管轄

(3) 申立手数料および添付書類

- ・ 夫婦関係調整

- ・ 協議離婚無効、婚姻無効

2 家事審判手続

(1) 審判事件の種類

- ・ 甲類事件

子の氏変更許可、名の変更許可、後見人等の選任、養子縁組・離縁の許可
相続放棄申述、遺言書の検認、財産管理人選任、失踪宣告等

- ・ 乙類事件

前記乙類調停（乙類事件）と同じ

＊調停から審判への移行、職権調停（付調停）

(2) 管轄

（例）

子の氏変更許可

後見人等の選任

相続放棄申述

相続財産管理人選任

(3) 申立手数料および添付書類

- ・ 子の氏変更

- ・ 相続放棄申述

3 履行確保、強制執行

(1) 履行勧告

- (2) 履行命令
 - (3) 強制執行（家事・人訴）
 - ① 執行文の付与を要しない事件
 - ② 養育費等の特則
- 4 記録の謄写

第2 人事訴訟事件

1 人事訴訟手続

- (1) 人事訴訟の種類
 - ・ 婚姻関係の訴え
離婚、婚姻無効・取消、協議離婚無効・取消等
 - ・ 親子関係の訴え
嫡出否認、認知、認知無効・取消、親子関係の存否確認等
 - ・ 縁組関係の訴え
養子縁組無効・取消、離縁、離縁無効・取消等

- (2) 調停前置主義

* 調停を経ない場合もある

- (3) 管轄
専属管轄

自庁処理の申立

* 関連損害賠償請求事件

- (4) 添付書類
- (5) 訴訟物の価額と手数料
 - ① 非財産上の請求
 - ② 附帯処分の申立
 - ③ 調停申立時に納めた手数料を控除できる場合

2 人事訴訟の終了等

- ・ 判決
- ・ 和解
- ・ 認諾

3 離婚事件（調停・訴訟等）終了後の手続

(1) 離婚後の復氏

(2) 離婚後の戸籍

(3) 戸籍の届出

① 届出期間

② 届出義務者・届出資格者

③ 必要書類

＊報告的届出と創設的届出

(4) 子の氏の変更

第3 成年後見制度

1 成年後見制度とは

(1) 法定後見と任意後見

① 法定後見～法律による後見制度

- ・後見
- ・保佐
- ・補助

② 任意後見～契約による後見制度

2 法定後見の種類・・・判断能力

(1) 後見

- ・自己の財産を管理・処分できない程度に判断能力がかけている状態
- ・日常的に必要な買い物もできず、誰かに代わってやってもらう必要がある程度の者

(2) 保佐

- ・日常的に必要な買い物程度は単独でできるが、不動産・自動車の売買、自宅の増改築、金銭の貸し借りなど重要な財産行為は自分でできない

(3) 補助

- ・判断能力が不十分で、自己の財産を管理・処分するには援助があったほうがよい
- ・重要な財産行為は自分でできるかもしれないが、できるかどうか危惧があるので、本人の利益のためには誰かに代わってやってもらったほうがよい程度の者

3 代理権・同意権・取消権

(1) 代理権・同意権・取消権

① 後見

- ・後見人は広範な包括代理権、財産の管理権を有し、同意権・取消権を有する
- ・自己決定の尊重から日用品の購入その他、日常生活に関する行為を本人の判断に委ねて、取消権の対象から除外

② 保佐

- ・保佐人には民法13条1項に定められた行為について、同意権・取消権がある
- ・本人が保佐人の同意を得ないでした行為は、本人または保佐人が取り消すことができる
- ・申立により、申立の範囲内で裁判所が定める行為について代理権を付与される

③ 補助

- ・申立により、民法13条1項に定められた行為のうち、申立の範囲内で裁判所が定める行為について同意権・取消権が付与される
- ・申立により、申立の範囲内で裁判所が定める行為について代理権を付与される

*代理権の範囲にまつわる注意

4 申立手続

5 成年後見人等の職務

(1) 身上配慮義務と善管注意義務

*財産管理と身上監護

(2) 財産目録の調製

(3) 収入・支出の管理

(4) 裁判所への報告

(5) 報酬

(6) 辞任

(7) 終了